監　事　監　査　報　告　書

学校法人　木村学園
　理事会　　御中
　評議員会　御中

　私たち学校法人木村学園の監事は、私立学校法第52条第1項及び寄附行為第7条第3項の定めに基づき、令和6年度（令和6年4月1日から　令和7年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人木村学園の業務及び理事の業務執行、財産の状況、さらに理事の業務執行の状況に関し監査を行いましたので、次の通り報告いたします。

1.　監査の方法の概要

　理事会、評議員会その他重要な会議に出席したほか、随時理事等から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、学校における業務及び財産の状況を調査しました。又事務局より計算書類の決算状況に関する説明を受けました。

2.　監査の結果

(1)　計算書類、すなわち、財産目録及び資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の資金・事業活動収支の状況及び財産を正しく示していると認めます。

(2)　業務の執行状況は、法人の掲げる理念・事業計画に沿って、効率的な運営に努められ、又不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

令和 7 年 5 月 27 日

学校法人　木村学園

監事　山口　伸六

監事　山田　忠良